改正後	改正前
三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三　第三十一条の二第二号の土堤の土留
三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。	三　土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	四　第三十一条の二第三号の土堤の頂部
四　簡易土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。	四　土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。
18　［略］	18　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○経済産業省令第十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、商業動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

商業動態統計調査規則の一部を改正する省令

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の種類及び範囲）	（調査の種類及び範囲）
第四条　［略］	**第四条**　［略］
2～4　［略］	2～4　［略］
5　丁一調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五六三一―コンビニエンスストアに属する事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。	5　丁一調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五八九一―コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）に属する事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。
6　［略］	6　［略］
7　丁三調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五六四一―ドラッグストアに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。	7　丁三調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類六〇三一―ドラッグストアに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。
8　丁四調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類五六五一―ホームセンターに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。	8　丁四調査は、日本標準産業分類に掲げる細分類六〇九一―ホームセンターに属する事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、日本標準産業分類（令和五年総務省告示第二百五十六号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の商業動態統計調査規則第四条第五項、第七項及び第八項の規定の適用については、統計法（平成十九年法律第五十三号）第九条第二項第四号に掲げる事項（経済センサス活動調査に係る事項に限る。）に変更があるまでの間は、なお従前の例によることができる。

○経済産業省令第二十号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健